

公募型プロポーザル方式に係る手続の開始

次のとおりプロポーザル方式に係る手続を開始します。

令和5年4月3日

山口県知事 村岡 嗣 政

1 業務の概要

(1) 業務名

プロボノによる県民活動団体の基盤強化業務

(2) 業務内容

実施要項及び業務仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結の日の翌日から令和6年3月31日まで

(4) 予算限度額

7,392,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 参加資格

この手続に参加できる者は、法人で次に掲げる要件のいずれにも該当する者（複数の法人により構成される法人格を有しない団体（以下「共同体」という。）にあっては、その構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者。）。

(1) 法人が次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理として使用する者でないこと。

ウ 所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがされていないこと。

オ 破産法（平成16年法律第75条）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。

(2) 県内を中心に県民活動団体や企業等のネットワークを有し、県内に事務所等活動拠点を有していること。

(3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。

(4) 法人等の代表者が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しないもの（以下「暴力団員等」という。）でないこと。

- (5) 暴力団又は暴力団員等の統制の下にあるものでないこと。
- (6) 特定非営利活動法人にあっては、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第29条の規定に基づく提出期限の到来した事業報告書等の提出がされていること。
（ただし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大など、特にやむを得ない事情により提出の遅延等があったものを除く。）
- (7) 共同体にあっては、その構成員のいずれもが、この公募において他の共同体の構成員又は、他の応募者でないこと。

3 実施要項及び業務仕様書の配布

(1) 場所

山口市滝町1番1号 山口県環境生活部県民生活課

(2) 期間

令和5年4月3日（月）から令和5年4月14日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

(3) 時間

午前9時から午後5時まで

4 提案書の提出方法、提出場所及び受領期限

(1) 提出方法

持参又は書留郵送による。

(2) 提出場所

山口県環境生活部県民生活課

(3) 受領期限

令和5年5月8日（月）午後5時（必着）

5 審査

審査は、プロボノによる県民活動団体の基盤強化業務審査委員会において、審査基準に基づき実施する。

6 その他

- (1) この手続に参加した者が業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けることとなった場合は、審査の対象とせず、又は契約の締結を行わないことがある。
- (2) 詳細については、山口県環境生活部県民生活課（電話083-933-2614）に問い合わせること。